【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号: D-6-1

事業名:東日本大震災特別家賃低減事業(大郷町)

事業費総額: 236 千円 (国費 176 千円)

事業期間:平成26年度~令和2年度

事業日的

東日本大震災により甚大な被害を受けた大郷町において、応急仮設住宅等に居住する 低所得(月8万円以下)の被災者が、円滑に恒久住宅に移行し、速やかに生活再建ができ るよう、東日本大震災特別家賃低減事業を実施することにより、災害公営住宅の家賃を、 一定期間、入居者が無理なく負担しうる水準まで低廉化することを目的とする。

事業結果

平成 25 年度末に完成した山下団地において、平成 26 年度から令和 2 年度まで 7 年間 にわたり、家賃算定基礎額と特定入居者負担基準額の差額を補助対象とし、その 3/4 である総額 236 千円の事業を実施し、事業主体の財政負担の軽減を図るとともに、低所得の被災者の居住の安定に寄与した。

年度	家賃算定基礎額	国費額	対象世帯数	管理開始団地名
26	118 千円	88 千円	1 世帯	山下団地
27	118 千円	88 千円	1 世帯	山下団地
28				※対象者の所得水準の変動によ
29				り、他の法的措置が優先されたた
30				め、対象外となった。
1				
2				
合計	236 千円	176 千円	のべ 2 世帯	

事業の実績に関する評価

本事業を実施することにより事業主体の財政負担の軽減を図るとともに、東日本大震 災により住家を失った低所得の被災者の家賃を10年かけて段階的に本来家賃とすること が可能となり、被災者の居住の安定に寄与した。

①事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

平成26年4月の供用開始から、対象世帯1世帯について被災者の居住の安定化に寄与してきたが、対象世帯の所得水準の変動により本事業の対象から除かれることとなった。しかし、本制度については最大10年間事業継続されるため、再び対象者となった際には、引き続き被災者の居住の安定化への寄与が見込まれることから、本事業は有効に活用されている。

②コストに関する調査・分析・評価

当事業については、通常の公営住宅家賃対策補助金の考え方と同様、各年度の 10 月 1 日を基準日として、収入が 80 千円以下の世帯を対象に、法令及び要綱に基づく 算定手法により算出される家賃算定基礎額と特定入居者負担基準額の差額を補助対象とする事業であったことから、適正なコストにより実施できた。

③事業手法に関する調査・分析・評価

本事業の実施により、被災により収入が減少してしまった被災者や、従前、持家に居住していた低所得の被災者が災害公営住宅に入居される際の家賃の負担感が緩和され、災害公営住宅による恒久的な生活再建に繋がったことから、事業手法としては適切であった。

事業担当部局

地域整備課 電話番号:022-359-5508